

子ども・子育て支援新制度における 保育料（案）について

平成 27 年 4 月から開始される子ども・子育て支援新制度における施設の保育料（利用者負担額）は、国が定める基準額を上限として、市町村が定めることになっています。

魚沼市においては、国が定める基準、現行の幼稚園・保育園の保育料の料金体系、新制度の開始に伴う新たな財政負担などを考慮して、新しい料金表を設定します。

目次

1	設定する料金表について	1
2	保育料設定における基本的な考え方について	1
3	保育料の軽減策について	3
4	新制度の開始に伴う市の財政負担について	5
5	保育料算定の切替え時期について	5
6	新制度における保育料月額表（案）	6
	《資料》 平成 26 年度の保育料月額表	10

1 設定する料金表について

子ども・子育て支援新制度では、年齢区分や保育を必要とするかどうかの別により、保護者が下表の支給認定を受けたうえで、対象施設等を利用することになります。

このため、1号から3号までの認定区分に応じた3つの料金表を設定し、さらに、2号・3号認定においては、認定時間の区分毎に料金設定を行います。

対象の子ども		支給認定の区分	認定時間	利用対象施設等
満3歳以上	教育のみ	1号認定	教育標準時間※1	幼稚園※4、認定こども園（教育部分）
	保育が必要	2号認定	保育標準時間※2	保育園、認定こども園（保育部分）
保育短時間※3				
満3歳未満		3号認定	保育標準時間※2	保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育※5
			保育短時間※3	

※1 「教育標準時間」とは、4時間を標準として各園で定める時間です。

※2 「保育標準時間」とは、最長11時間のうち保育が必要な時間（保護者の就労等が120時間以上/月）です。

※3 「保育短時間」とは、最長8時間のうち保育が必要な時間（保護者の就労等が48時間以上/月）です。

※4 私立めぐみ幼稚園は新制度に移行しないため、利用に際して支給認定を受ける必要がありません。また、保育料についても園が独自に設定します。

※5 「地域型保育」は、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の総称です。

2 保育料設定における基本的な考え方について

新制度の保育料は、国が定める基準、現行の幼稚園・保育園の保育料の料金体系、新制度の開始に伴う新たな財政負担などを考慮して、次の考え方にに基づき設定します。

(1) 応能負担の料金体系とします。

国は、「新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める」としています。魚沼市においても、一律の料金とせず応能負担の料金体系とします。

(2) 世帯の市民税額を基に、階層区分を設定します。

国の基準では、市町村民税の課税額によって階層を区分しています。本市においても国と同じ扱いとします。

これまで、保育園の保育料については、私立保育園の国県負担金算定のために、世帯の所得税額（所得税が0円の場合は市町村民税額も考慮）を基にした保育料の「徴収基準額」を国が示していたため、魚沼市もこれまでは所得税額を基に階層区分を設定していました。

なお、幼稚園の保育料については、これまで国による同様の基準がありませんでした。

(3) 階層の区分は、国の基準よりも細かな設定とします。

魚沼市では、国の基準階層毎に2～3区分（一部例外あり）に細分化して、階層変動による保育料の変動緩和を図ります。

認定区分	階層の数	
	国の基準	魚沼市
1号	5	10
2・3号	8	15

(4) 保育標準時間・保育短時間の区分毎に料金を設定します。

国は、保育短時間の利用者負担額を保育標準時間の利用者負担額の▲1.7%としています。魚沼市においても、国の基準と同程度の設定とします。

(5) 給食にかかる費用負担と保育料の関係は、国の考え方に倣います。

給食費については、市の現行の運用方法及び国の考え方にに基づき、次のとおりの取り扱いとしたうえで、保育料の設定を行います。

認定区分	保育料の考え方		保育料と別に徴収する金額（月額） （平成26年度実績）
	主食	副食	
1号	含まない	含まない	4,200円～4,500円（公立幼稚園）
2号	含まない	含む	800円（主食提供を行う公立保育園の場合）
3号	含む	含む	—

(6) 幼稚園と保育園の料金格差の是正を図ります。

保育料は、その利用する施設等の運営費の一部を利用者から負担していただく性質のもので、各認定区分による利用可能な事業内容や利用可能時間等の違いを考慮したうえで適正かつ公平な料金設定であることが求められます。

また、魚沼市では、幼稚園と保育園の機能を併せ持った「認定こども園」を整備する予定ですが、一つの施設内において認定区分の違う子どもを一体的に保育する施設であることから、利用者間の公平性を確保する必要があります。

現在の公立幼稚園と保育園の保育料（多子軽減前の額）を比較すると、公立幼稚園が一律6,100円であるのに対し、保育園は19,139円（3歳以上児の平均）となっており、約3倍の違いがありますので、この格差の是正を図ります。

なお、1号認定の保育料については、保護者負担の急激な変動を避けるため、5年間の経過措置を設けます（7ページ参照）。

3 保育料の軽減策について

魚沼市子ども・子育て支援事業計画の策定に際して行った子育て世帯のニーズ調査（平成25年12月）によって、保育料負担の軽減を望む声が多い※¹ ことがわかりました。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の基準額以下の料金設定といたうえで、次の軽減策を設けます。

※就学前児童調査において「市に望むこと」の第1位（回答者の68.3%）が「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」という結果でした。

（1）低所得世帯や母子世帯等の保育料を軽減します。

国の基準に倣い、次のとおり負担軽減を図ります。

世帯の区分等	軽減策
生活保護世帯	無料
第2階層（市民税非課税）と認定された母子世帯等※	無料
第3階層と認定された母子世帯等※	1,000円減額（月額）

※母子世帯等・・・母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯と同等に困窮していると認められる世帯

（2）多子世帯の保育料を軽減します。

国の考え方を基本として、第2子以降の子どもにかかる保育料を軽減します。

なお、これまで保育園保育料の軽減策として市が独自に行ってきた第2子（3歳以上）の軽減策（1/10に軽減）は、2・3号の料金体系において継続して実施します。

また、現行の保育園保育料では、第3子（3歳未満）は「1/10」でしたが、国の基準に倣って「無料」とします。

認定区分	区分等	魚沼市	備考	
1号	兄弟の範囲	小学校3年生まで	国の基準と同じ	
	第2子の軽減	半額	国の基準と同じ	
	第3子以降の軽減	無料	国の基準と同じ	
2・3号	兄弟の範囲	小学校就学前まで	国の基準と同じ	
	第2子の軽減	3歳以上	<u>1/10</u>	国の基準は「半額」
		3歳未満	半額	国の基準と同じ
	第3子以降の軽減	<u>無料</u>	国の基準と同じ	

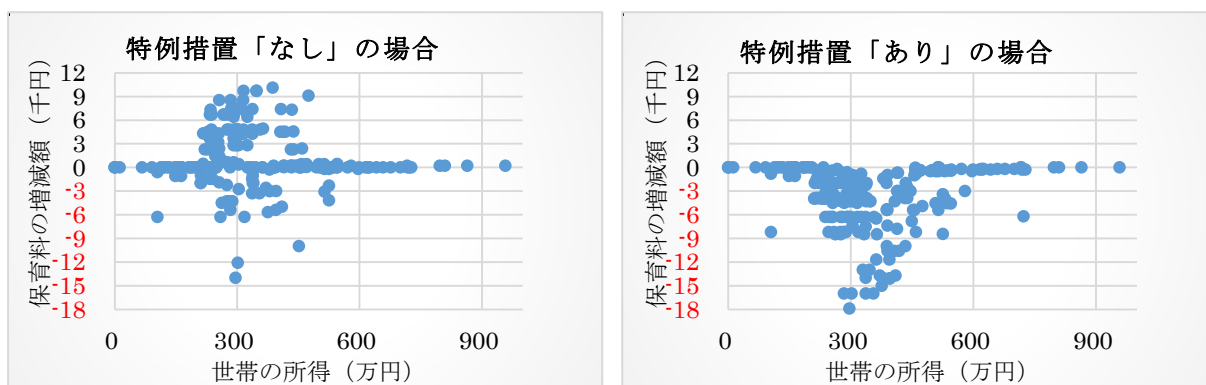
(3) 税計算における旧年少扶養控除のみなし計算を継続します。

所得税及び市町村民税における年少扶養控除の廃止に伴う保育料負担の増を防ぐため、平成24年度以降の保育園保育料の算定においては、廃止された年少扶養控除があるものとして税額を計算（みなし計算）して階層認定を行ってきました。

国の基準額は、年少扶養控除のみなし計算を行わない前提で示されていますが、魚沼市では、多子世帯への配慮として、保育料算定における特例措置を設けます。

具体的には、保育料算定の基礎となる市民税所得割額から〔16歳未満の扶養親族の数×22,800円〕を控除して階層区分の認定を行うことで、保育料負担の軽減を図ります。

[グラフ1] 年少扶養控除に関する特例措置の有無による保育園保育料の増減（現行料金と新料金の比較）
～「年少扶養3人」の世帯における保育料算定のシミュレーション結果～

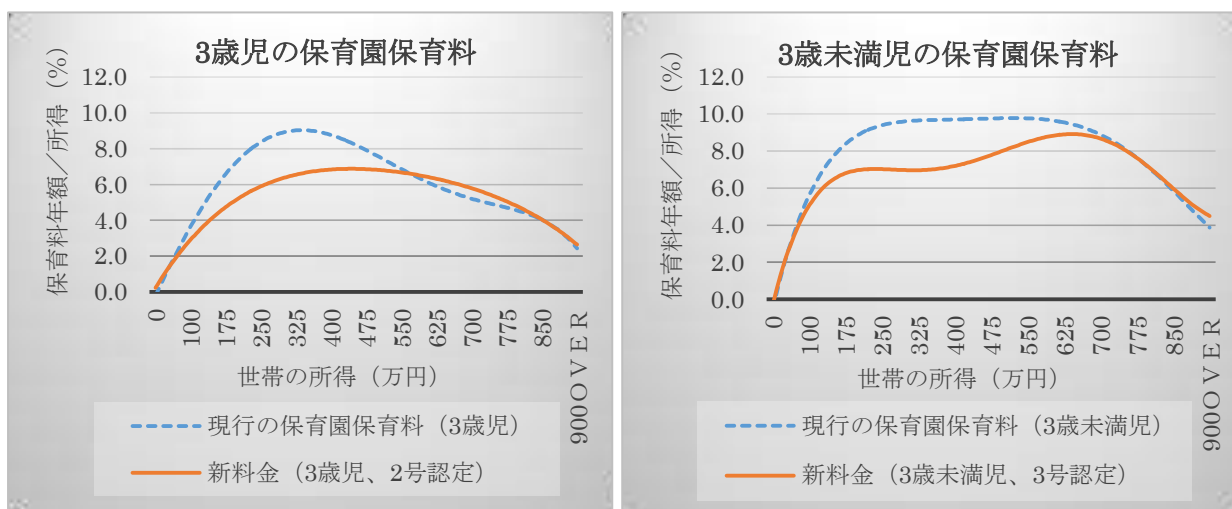


(4) 中間所得層の世帯の負担軽減を図ります（2・3号認定）。

現行の保育園保育料の体系では、所得に対する保育料負担額の割合が中間所得層の世帯で比較的高い傾向にあります（下のグラフの点線を参照）。

新制度の保育料体系では、より公平な応能負担となるよう、中間所得層の負担軽減を図ります。

[グラフ2] 所得に対する保育料負担率の比較（現行料金と新料金の比較）



4 新制度の開始に伴う市の財政負担について

新制度の施行に伴う市財政への影響額は以下のとおりです。依然として厳しい財政事情ではありますが、子育て世帯の経済的負担を軽減するために一定の財源投入を行います。

このことにより、平成 27 年度の保育料試算額は、1 号認定（公立幼稚園）では、ほぼ据え置きですが、2・3 号認定（保育園）では平均 3,870 円/月の減額となります。

認定区分	平成 27 年度の歳入見込み額		一般財源負担の増加 見込み額※
	現行の保育料での試算	新しい保育料での試算	
1 号	1, 1 6 0 千円	1, 1 3 2 千円	2 8 千円
2・3 号	2 0 8, 3 0 0 千円	1 6 0, 4 0 0 千円	4 7, 9 0 0 千円

※ここでいう一般財源負担の増加見込み額は、単純に、現行の保育料での試算額から新しい保育料での試算額を差し引いた額としています。

5 保育料算定の切替え時期について

新制度における保育料は、市民税の課税額によって決定しますが、毎年 9 月が保育料の切替え時期となります。

これまでの保育園保育料の算定では、4 月に仮算定、7 月に本算定という流れをとっており、仮算定と本算定の料金に違いがある場合には 4 月に遡及して差額を精算しておりました。今後は仮算定がなくなりますので、算定替えによる差額の遡及精算も発生しないこととなります。

算定切替え

4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 **9 月** 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月

前年度の市町村民税額に基づく保育料	当年度の市町村民税額に基づく保育料
-------------------	-------------------

6 新制度における保育料月額表（案）

（1-1）1号認定子ども（3歳以上児、幼稚園等利用）にかかる保育料月額（案）

世帯の階層区分		市の保育料月額（円）		国の基準額（円）	
		階層	基本額		
生活保護世帯等		1	0	0	
非課税世帯		2	(0)	(0) 3,000	
均等割のみ課税			3,000		
課税世帯	市民税の所得割額	25,700 円以下	3-1	(5,600) 6,600	(15,100) 16,100
		25,701 円以上 51,400 円以下	3-2	(7,600) 8,600	
		51,401 円以上 77,100 円以下	3-3	(10,400) 11,400	
		77,101 円以上 121,800 円以下	4-1	13,800	20,500
		121,801 円以上 166,500 円以下	4-2	16,900	
		166,501 円以上 211,200 円以下	4-3	20,000	
		211,201 円以上 301,000 円以下	5-1	20,300	
		301,001 円以上	5-2	20,700	25,700

- この表における「市民税の所得割額」は、【年少扶養（16歳未満の扶養親族）の数×22,800円】を控除した額とします。なお、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用しません。
- 第2～第3-3階層に認定された世帯であって、母子世帯等（母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯と同等に困窮していると認められる世帯）に該当する場合は、表中の（ ）内の金額を適用します。
- 小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 保育料の激変緩和のため、次表のとおり平成27年度から5年間の経過措置を設けます。

(1-2) 1号認定子どもにかかる保育料月額経過措置(案)

市の保育料月額(円)						
階層	経過措置 (平成27年度から平成31年度までの5年間)					平成32年度以降(経過措置終了後)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	0	0	0	0	0	0
2	(0) 3,000	(0) 3,000	(0) 3,000	(0) 3,000	(0) 3,000	(0) 3,000
3-1	(5,100) 6,100	(5,200) 6,200	(5,300) 6,300	(5,400) 6,400	(5,500) 6,500	(5,600) 6,600
3-2		(5,600) 6,600	(6,100) 7,100	(6,600) 7,600	(7,100) 8,100	(7,600) 8,600
3-3		(6,100) 7,100	(7,100) 8,100	(8,100) 9,100	(9,100) 10,100	(10,400) 11,400
4-1	6,100	7,600	9,100	10,600	12,100	13,800
4-2		8,200	10,300	12,400	14,500	16,900
4-3		8,800	11,500	14,200	17,000	20,000
5-1		8,900	11,700	14,500	17,300	20,300
5-2		9,000	11,900	14,800	17,700	20,700

- 第2～第3-3階層に認定された世帯であって、母子世帯等(母子世帯、父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯と同等に困窮していると認められる世帯)に該当する場合は、表中の()内の金額を適用します。
- 小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

(2) 2号認定子ども(3歳以上児、保育園等利用)にかかる保育料月額(案)

世帯の階層区分		市の保育料月額(円)			国の基準額(円)		
		階層	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
生活保護世帯等		1	0	0	0	0	
非課税世帯		2	(0) 4,600	(0) 4,400	(0) 6,000	(0) 6,000	
課税世帯	均等割のみ課税	3-1	(7,600) 8,600	(7,400) 8,400	(15,500) 16,500	(15,300) 16,300	
	市民税の所得割額	24,300円未満	3-2	(9,500) 10,500			(9,300) 10,300
		24,300円以上 48,600円未満	3-3	(11,500) 12,500			(11,300) 12,300
		48,600円以上 64,700円未満	4-1	16,800	16,500		
		64,700円以上 80,800円未満	4-2	3歳 20,000 4歳以上 19,200	3歳 19,700 4歳以上 18,900	27,000	26,600
		80,800円以上 97,000円未満	4-3	3歳 23,200 4歳以上 21,600	3歳 22,800 4歳以上 21,200		
		97,000円以上 121,000円未満	5-1	3歳 26,500 4歳以上 24,200	3歳 26,100 4歳以上 23,800		
		121,000円以上 145,000円未満	5-2	3歳 30,000 4歳以上 24,600	3歳 29,500 4歳以上 24,200	41,500	40,900
		145,000円以上 169,000円未満	5-3	3歳 30,200 4歳以上 24,800	3歳 29,700 4歳以上 24,400		
		169,000円以上 235,000円未満	6-1	3歳 30,500 4歳以上 25,000	3歳 30,000 4歳以上 24,600	58,000	57,100
		235,000円以上 301,000円未満	6-2	3歳 30,700 4歳以上 25,300	3歳 30,200 4歳以上 24,900		
	301,000円以上 397,000円未満	7	3歳 30,900 4歳以上 25,500	3歳 30,400 4歳以上 25,100	77,000	75,800	
	397,000円以上	8	3歳 31,100 4歳以上 25,700	3歳 30,600 4歳以上 25,200	101,000	99,400	

- この表における「市民税の所得割額」は、【年少扶養(16歳未満の扶養親族)の数×22,800円】を控除した額とします。なお、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用しません。
- 第2～第3-3階層に認定された世帯であって、母子世帯等(母子世帯、父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯と同等に困窮していると認められる世帯)に該当する場合は、表中の()内の金額を適用します。
- 小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額(2人目が3歳以上である場合は1/10)、3人目以降は無料となります。

(3) 3号認定子ども(3歳未満児、保育園等利用)にかかる保育料月額(案)

世帯の階層区分		市の保育料月額(円)			国の基準額(円)	
		階層	標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯等		1	0	0	0	0
非課税世帯		2	(0) 6,800	(0) 6,600	(0) 9,000	(0) 9,000
課税世帯	均等割のみ課税	3-1	(9,800) 10,800	(9,600) 10,600	(18,500) 19,500	(18,300) 19,300
	24,300円未満	3-2	(11,800) 12,800	(11,600) 12,600		
	24,300円以上 48,600円未満	3-3	(13,800) 14,800	(13,600) 14,600		
	48,600円以上 64,700円未満	4-1	19,300	19,000	30,000	29,600
	64,700円以上 80,800円未満	4-2	22,100	21,800		
	80,800円以上 97,000円未満	4-3	24,900	24,500		
	97,000円以上 121,000円未満	5-1	27,800	27,400	44,500	43,900
	121,000円以上 145,000円未満	5-2	32,700	32,200		
	145,000円以上 169,000円未満	5-3	37,200	36,600		
	169,000円以上 235,000円未満	6-1	41,800	41,100	61,000	60,100
	235,000円以上 301,000円未満	6-2	48,000	47,200		
	301,000円以上 397,000円未満	7	48,800	48,000		
	397,000円以上	8	49,200	48,400	104,000	102,400

- この表における「市民税の所得割額」は、【年少扶養(16歳未満の扶養親族)の数×22,800円】を控除した額とします。なお、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用しません。
- 第2～第3-3階層に認定された世帯であって、母子世帯等(母子世帯、父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯と同等に困窮していると認められる世帯)に該当する場合は、表中の()内の金額を適用します。
- 小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額(2人目が3歳以上である場合は1/10)、3人目以降は無料となります。

《資料》 平成 26 年度の保育料月額表

保育園保育料						公立幼稚園の 授業料	
各月初日の入園児童の属する 世帯の階層区分		月 額 (円)				世帯の 区分	月額 (円)
階 層	定 義	4 歳以上	3 歳	3 歳未満			
1	生活保護世帯	0	0	0		生活保 護世帯	0
2	当年度の 市民税の 額が右の 区分に該 当する世 帯	非課税	(0) 4,600	(0) 4,600	(0) 6,800	その他 世帯	6,100
3-1		均等割のみ 課税	8,600	8,600	10,800		
3-2		所得割課税	12,500	12,500	14,800		
4-1		前年分の 所得税課 税世帯で あって、 その所得 税の額が 右の区分 に該当す る世帯	31,000 円未満	16,800	16,800		
4-2	31,000 円以上 50,000 円未満	24,200	26,500	27,800			
5-1	50,000 円以上 103,000 円未満	24,600	30,000	32,700			
5-2	※廃止さ れた年少 扶養控除	103,000 円以上 130,000 円未満	25,000	30,500	41,800		
6-1	および特 定扶養控 除の上乗 せ分につ いては、 控除があ ったもの として計 算しま す。	130,000 円以上 350,000 円未満	25,300	30,700	48,000		
6-2	350,000 円以上 510,000 円未満	25,500	30,900	48,800			
7	510,000 円以上	25,700	31,100	49,200			